

件名	山財ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例を廃止する条例
主管課	農地整備課
根拠法令等	

【廃止の概要】

山財ダム建設費用のうち、かんがい用水分の地元負担金について、平成 17 年 7 月 15 日をもって関係土地改良区全てから徴収が完了し、所期の目的を達したので条例を廃止する。

施行日	公布日
-----	-----

【その他参考事項】

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

（河川の管理に要する費用の負担原則）

第 59 条 河川の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、一級河川に係るものにあつては国、二級河川に係るものにあつては当該二級河川の存する都道府県の負担とする。

（二級河川の管理に要する費用の国の負担）

第 62 条 国は、二級河川の改良工事（第 16 条の 3 第 1 項の規定による協議に基づき市町村長が行うものを除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより、2 分の 1 を超えない範囲内でその一部を負担する。

（受益者負担金）

第 70 条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

山財ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例（昭和 55 年愛媛県条例第 24 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 70 条第 2 項の規定により、山財ダム建設に係るかんがい用水の負担金（以下「負担金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

山財ダムの概要 1 位置 2 級河川岩松川支流御代の川（津島町山財）

2 目的 治水、上水道（宇和島市、旧津島町、旧内海村）、かんがい

3 ダム緒元 型式 重力式コンクリートダム

堤高 64m 堤長 205m 総貯水量 6,500 千 m³ 有効貯水量 5,900 千 m³

ダム建設費 9,791,857,100 円 治水 75.5% 7,392,852,110 円

上水 10.9% 1,067,312,424 円

かんがい 13.6% 1,331,692,566 円（うち地元負担金 133,169,257 円）

かんがい用水負担金支払表

負担者	負担金 (円)	支払額 (円)				
		支払方法	支払日	元金	利子	計
宇和海地区土地改良区	51,350,065	一括支払	15.4.1	51,350,065	768,140	52,118,205
津島町土地改良区	81,819,192	元利均等	15.12.31	3,515,179	4,909,151	8,424,330
		元利均等	16.12.31	3,726,090	4,698,240	8,424,330
		繰上償還	17.7.15	74,577,923	2,402,839	76,980,762
		計		81,819,192	12,010,230	93,829,422
計	133,169,257			133,169,257	12,778,370	145,947,627